

■独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（余裕金の運用）

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

■『改訂 独立行政法人制度の解説』（平成 16 年、独立行政法人制度研究会 編）（第 47 条関係）※

〈趣旨〉

本条は、独立行政法人の業務上の余裕金の運用を元本保証のある金融商品に限る趣旨の規定である。

〈解説〉

独立行政法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」（第 2 条）を担うべき法人であり、国からその業務の財源に充てるための所要の財源措置が講じられることからみても、業務を安定的に運営することに対する要請は高く、投機的な金融取引による投機リスクを負ってまで収益を獲得することが要求されているわけではないと考えられる。このため、本条によって余裕金の運用をいわゆる安全資産に限定することとしている。

※平成十六年法律第百五十四号（信託業法）、平成十七年法律第百二号（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）による改正前の規定に係る記載